



始良市告示第 1 3 5 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による地域、法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「規則」という。）別表第 1 付表の第 1 号の規定による特定建設作業の規制に係る区域並びに規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間を次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

始良市長 笹山 義弘



1 法第 3 条第 1 項の規定による地域

始良市内のうち、別紙図面に緑色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準

時間の区分 区分		昼 間	夜 間
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

3 規則別表第 1 付表の第 1 号の規定による特定建設作業の規制に係る区域

(1) 別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法

律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

4 規則別表第2備考1及び2の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間

(1) 区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区域	規則別表第2備考1の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色で表示する区域	第1種区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	第2種区域

(3) 時間

昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで

(別紙図面は省略し、その図面を始良市市民生活部生活環境課に備えて置いて縦覧に供する。)